別添

写

２３生産第４６８０号
２３消安第３５０５号
平成２３年９月３０日

東北農政局　担当部長　殿
関東農政局　担当部長　殿
北陸農政局　担当部長　殿

生産局農産部穀物課長
生産局農産部農業環境対策課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局農産安全管理課長

平成２３年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて

先般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成２３年８月１日付け２３消安第２４４４号、２３生産第３４４２号、２３林政産第９９号、２３水推第４１８号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知。以下「８月１日付け通知」という。）により、土壌改良資材、飼料等に関する放射性セシウムの暫定許容値を定めたところであり、この暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないよう指導いただいているところです。

今般、玄米中の放射性セシウム濃度から副産物であるもみがらの放射性セシウム濃度が容易に推定できるようにするため、玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみがら中の放射性セシウム濃度の比率を算定しましたので、下記のとおり米の放射性物質調査の結果を活用し、土壌改良資材等の利用を判断いただくようお願いします。

稲わらの取扱いに関しては、飼料利用については、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成２３年８月１９日付け２３生畜第１２１２号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「夏作飼料作物通知」という。）に基づき指導いただいておりますが、引き続き本通知も踏まえ利用を判断してください。また、土壌改良資材等のその他の用途についても、下記のとおり新たに取扱いを定めましたので、これを踏まえ適切に取り扱っていただくようお願いします。

なお、このことについて、貴局管内の各都県及び地域センターに対しては、貴職から通知をお願いするとともに、農業者等に対して、通知を徹底するよう指導願います。

記

１　もみがらの取扱い

（１）玄米に対するもみがらの濃度比

２３年産の稲を用いて、玄米及びもみがらの放射性セシウム濃度を測定した結果、玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみがら中の放射性セシウム濃度の比率（以下、「濃度比」という。）は、データのばらつき等を考慮して、「３」を用いること

が適当である。

（２）玄米の調査結果を用いたもみがらの放射性セシウム濃度の算出方法

もみがらの放射性セシウム濃度は、米の放射性物質調査における本調査（以下「玄米調査」という。）の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比を乗じることにより算出する。

なお、実際にもみがらの放射性セシウム濃度を測定する場合には、上記の算出方法を用いる必要はない。

（３）用途毎の利用の判断

玄米調査の試料の採取を行った区域（旧市町村に１点の試料採取を行った場合は当該旧市町村の区域。）において、上記の算出方法により算出したもみがらの放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみがらの放射性セシウム濃度が土壌改良資材等の暫定許容値を超えた場合には、関係都県は、当該区域においてもみがらを土壌改良資材等に利用しないよう指導する。

家畜用敷料への利用については、上記のもみがらの放射性セシウム濃度をもとに、「原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて」（平成２３年８月２３日付け２３生産第１２１９号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び畜産企画課長通知。以下「８月２３日付け通知」という。）を踏まえ、利用の判断を行うよう指導する。

２　稲わらの取扱い

飼料利用については、夏作飼料作物通知に基づき利用を判断するが、土壌改良資材等のその他の用途については、下記に基づき利用を判断することとする。

（１）稲わらの放射性セシウム濃度の調査方法

夏作飼料作物通知に基づく稲わらの調査結果をもとに、水分含有率を考慮して製品重量当たりの数値に換算することにより、放射性セシウム濃度を算出する。

ただし、以下の市町村については、市町村毎に土壌や玄米の放射性セシウム濃度が高い地点で調査を実施する。

①　土壌中の放射性セシウム濃度が高い地点がある市町村。

②　玄米の調査結果により、稲わらの調査が必要と判断される市町村。

（２）用途毎の利用の判断

①　上記の調査の結果、調査区域において、稲わらの放射性セシウム濃度が土壌改良資材の暫定許容値を超えた場合には、関係都県は、暫定許容値を超えた市町村において稲わらを土壌改良資材に利用しないよう指導する。

②　また、当該区域内の①の市町村以外の市町村については、市町村毎に調査を行い、土壌改良資材の暫定許容値を超えた場合には、関係都県は、当該市町村において稲わらを土壌改良資材に利用しないよう指導する。

③　家畜用敷料への利用については、上記の調査結果をもとに、８月２３日付け通知を踏まえ、利用の判断を行うよう指導する。

３　その他の留意事項

農地で生産されたもみがら又は稲わらの全部又は一部を当該農地に還元施用する場合は、８月１日付け通知の記の１の（１）の①のとおり暫定許容値を適用しないものとする。

また、もみがらをくん炭にして土壌改良資材として利用する場合は、その取扱いについて別途お知らせするので、それまでの間は利用しないようにする。